第四条の表中

原材料	原料肉	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　ボンレスハムにあつては豚のもも肉 2　ロースハムにあつては豚のロース肉 3　ショルダーハムにあつては豚の肩肉	同左	同左
	原料肉及び食品添加物以外の原材料	前条の規格の原料肉及び食品添加物以外の原材料と同じ。	同左	次に掲げるもののを使用してこと。 1　調味料 食塩、砂糖他調味料としするもの 2　香辛料 3　結着材料 植物性たんたん白、乳たび血液たん白
	食品添加物	前条の規格の食品添加物と同じ。		

を

原材料	原料肉	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1　ボンレスハムにあつては豚のもも肉 2　ロースハムにあつては豚のロース肉 3　ショルダーハムにあつては豚の肩肉	同左	同左
	原料肉以外の原材料	前条の規格の原料肉以外の原材料と同じ。	同左	次に掲げるもの以外ものを使用していなこと。 1　調味料 食塩、砂糖類そ他調味料として使するもの 2　香辛料 3　結着材料 植物性たん白、たん白、乳たん白び血液たん白
	添加物	前条の規格の添加物と同じ。		

以外のいない

類そのて使用

白、卵ん白及

の用

卵及

に改める。

第五条の表中

原材料	原料肉	豚の肩肉、ロース肉又はもも肉以外のものを使用していないこと。
	原料肉及び食品添加物以外の原材料	第３条の規格の原料肉及び食品添加物以外の原材料と同じ。
	食品添加物	第３条の規格の食品添加物と同じ。

を

原材料	原料肉	豚の肩肉、ロース肉又はもも肉以外のものを使用していないこと。
	原料肉以外の原材料	第３条の規格の原料肉以外の原材料と同じ。
添加物		第３条の規格の添加物と同じ。

に改める。

（ジャム類の日本農林規格の一部改正）

第十一　ジャム類の日本農林規格（昭和六十三年四月二十日農林水産省告示第五百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

原材料	食品添加物以外の原材料
	食品添加物

を

原材料
添加物

に改める。

（煮干魚類の日本農林規格の一部改正）

第十二　煮干魚類の日本農林規格（平成六年八月九日農林水産省告示第千百三十二号）の一部を次のように改正する。